

開発行為の許可基準の運用細則の適用について

〔平成14年 5 月 8 日付け14林整治第82号
林野庁森林整備部長から各都道府県林務担当部長あて〕

この度、「開発行為の許可制に関する事務の取扱について」（平成14年 3 月 29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）及び「開発行為の許可基準の運用細則について」（平成14年 5 月 8 日付け14林整治第25号林野庁長官通知。以下「運用細則」という。）の制定に伴い、「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」を別紙 1 のとおり定めたので、御了知の上、その適正かつ円滑な実施につき特段の御配慮をお願いする。

また、これに伴い下記の 1 に掲げる通知を廃止し、下記の 2 に掲げる通知の一部を別紙 2 の新旧対照表のとおり改正したので、御留意願いたい。

おって、貴管下の市町村その他関係者への周知方よろしく願いたい。

記

- 1 開発行為の許可基準の運用細則の適用について
（昭和49年10月31日付け49林野治第2526号林野庁指導部長通知）
- 2 開発行為の許可に当たって付する条件例について
（昭和49年10月31日付け49-2525林野庁指導部長通知）

開発行為の許可基準の運用細則の適用について

〔平成14年 5 月 8 日付け14林整治第82号
林野庁森林整備部長から各森林整備部長
各分局業務管理（事業担当）官あて〕

この度、「開発行為の許可制に関する事務の取扱について」（平成14年 3 月 29日付け13林整治第2396号農林水産事務次官依命通知）及び「開発行為の許可基準の運用細則について」（平成14年 5 月 8 日付け14林整治第25号林野庁長官通達。以下「運用細則」という。）の制定に伴い、「開発行為の許可基準の運用細則の適用について」を別紙 1 のとおり定めたので、お知らせする。

また、これに伴い下記の 1 に掲げる通知を廃止し、下記の 2 に掲げる通知の一部を別紙 2 の新旧対照表のとおり改正したので留意されたい。

記

- 1 開発行為の許可基準の運用細則の適用について
(昭和49年10月31日付け49林野治第2526号林野庁指導部長通達)
- 2 開発行為の許可に当たって付する条件例について
(昭和49年10月31日付け49-2525林野庁指導部長通達)

別紙 1

開発行為の許可基準の運用細則の適用について

第 1 運用細則表 2 関係事項

浸透能は、地形、地質、土壌等の条件によって決定されるものであるが、同表の区分の適用については、おおむね、山岳地は浸透能小、丘陵地は浸透能中、平地は浸透能大として差し支えない。

第 2 運用細則第 2 の 7 (2) 関係事項

「同意」については、他の排水施設を経由して河川に排水を導き河川の管理に著しい影響を及ぼすこととなる場合にあっては、河川管理者の同意を必要とする趣旨である。

第 3 運用細則第 2 の 8 (1) 関係事項

「下流における流下能力を考慮の上」とは、開発行為の施工前において既に 3 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量が下流における流下能力を超えるか否かを調査の上、必要があれば、この超える流量も調節できる容量とする趣旨である。

第 4 運用細則第 3 の 1 関係事項

「当該開発行為に伴いピーク流量が増加する」か否かの判断は、当該下流のうち当該開発行為に伴うピーク流量の増加率が原則として 1 % 以上の範囲内とし、「ピーク流量を安全に流下させることができない地点」とは、当該開発行為をする森林の下流の流下能力からして、30 年確率で想定される雨量強度におけるピーク流量を流下させることができない地点のうち、原則として当該開発行為による影響を最も強く受ける地点とする。

なお、当該地点の選定に当たっては当該地点の河川等の管理者の同意を得ているものでなければならない。

第 5 運用細則第 5 の 1 (1) 関係事項

1 「残置し、若しくは造成する森林又は緑地の割合」は、森林の有する公益的機能が森林として利用されてきたことにより確保されてきたことを考慮の上、森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 10 条の 2 第 2 項第 3 号に関する基準の一つとして決められたものであり、その割合を示す数値は標準的なもので、「おおむね」は、その 2 割の許容範囲を示しており、適用は個別具体的事案に即して判断されることとなるが、工場又は事業場にあつては 20% を下回らないものでなければならないという趣旨である。

2 住宅団地の造成に係る「緑地」には、当面、次に掲げるものを含めることとして差し支えない。

- (1) 公園・緑地・広場
- (2) 隣棟間緑地、コモン・ガーデン
- (3) 緑地帯、緑道

(4) 法面緑地

(5) その他上記に類するもの

- 3 「表4に準じて適切に処理置されていること」の運用として、道路の新設若しくは改築又は畑地等の造成の場合であって、その土地利用の実態からみて森林を残置し又は造成することが困難又は不適當であると認められるときは、森林の残置又は造成が行われないこととして差し支えない。